

千葉県児童養護施設等の医療機関等連携強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、別に定めるところにより市長が認定した職員（以下「認定職員」という。）の雇用に関する必要経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、「乳児院等多機能強化推進事業の実施について（平成30年3月28日付子発0328第7号厚生労働省子ども家庭局長通知）」の第4 2（2）に規定する事業とする。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、千葉市内において、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設（以下「乳児院等」という。）を運営する者とする。

(補助額の算定方法)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表の補助対象経費の項に掲げる経費とする。

2 補助額は、前項の経費の実支出額と別表の補助基準額の項に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

(交付申請)

第5条 補助事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉県児童養護施設等の医療機関等連携強化事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合

には、速やかに市長に報告しその指示を受けること。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化施行令という。」）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供しないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、第9条第1項による実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、速やかに市長に対して報告すること。この場合において、当該仕入控除税額の全部または一部を市に返還しなければならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後において善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (8) 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産がある場合には、当該期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、又は適正化施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくこと。

- (9) その他市長が必要と認める事項

（交付決定通知）

第7条 規則第6条の規定による通知は、千葉市児童養護施設等の医療機関等連携強化事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（変更交付の申請等）

第8条 規則第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市児童養護施設等の医療機関等

連携強化事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定したときは、千葉県児童養護施設等の医療機関等連携強化事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。
- 3 第6条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県児童養護施設等の医療機関等連携強化事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を調査し、補助事業の中止又は廃止を決定したときは、千葉県児童養護施設等の医療機関等連携強化事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、規則第12条の規定により補助金の実績報告をしようとするときは、千葉県児童養護施設等の医療機関等連携強化事業実績報告書（様式第7号）を別に定める期日までに市長に提出するものとする。

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（額の確定通知）

第10条 規則第13条の規定による通知は、千葉県児童養護施設等の医療機関等連携強化事業補助金額通知書（様式第8号）によるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告）

第11条 第6条第5号の規定による報告は、消費税仕入控除額報告書（様式第9号）によるものとする。

（交付の請求）

第12条 補助事業者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉県児童養護施設等の医療機関等連携強化事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長へ提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉県児童養護施設等の医療機関等連携強化

事業補助金一括（分割）事前交付申請書（様式第 1 1 号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第 1 3 条 規則第 1 7 条第 3 項において準用する規則第 6 条の規定による通知は、千葉県児童養護施設等の医療機関等連携強化事業補助金交付決定取消通知書（様式第 1 2 号）によるものとする。

（返還の命令）

第 1 4 条 規則第 1 8 条第 1 項又は第 2 項の規定による返還命令は、千葉県児童養護施設等の医療機関等連携強化事業補助金返還命令書（様式第 1 3 号）によるものとする。

（届出事項）

第 1 5 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

（1）住所又は所在地、氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき。

（2）その他市長が必要と認めたとき。

（その他）

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助基準額
<p>補助事業の実施に要する経費のうち、認定職員の雇用に係る経費（報酬、給料、旅費、需用費（消耗品、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、改修費、設備整備費）</p>	<p>補助事業の実施年度における国庫補助基準額（児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について（平成19年12月3日付け厚生労働省発雇児第1203001号厚生労働事務次官通知）の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金交付要綱」別表の「乳児院等多機能化推進事業」の項、「4 基準額」の欄中2に規定する額）</p>

- ※1 別表の補助基準額については、年間を通して認定職員を配置していた場合であり、年度中に認定職員の配置のない日がある場合には、その日の属する月を除いた月割の補助基準額とする。
- ※2 児童入所施設措置費等国庫負担金や本事業以外の補助事業の対象となる職員については、本事業の対象とはならないこと。